

# 令和6年度 大分地方最低賃金審議会 大分県最低賃金専門部会

- 1 日時 令和6年7月26日(金)午後1時30分～
- 2 場所 第2ソフィアプラザビル 4階会議室  
(大分市東春日町17番20号)
- 3 出席委員  
公益代表：井田委員、松隈委員、本谷委員  
労働者代表：阿部委員、二宮委員、藤本委員  
使用者代表：大塚委員、藤野委員、渡辺委員
- 4 事務局  
大分労働局：本多労働基準部長、竹内賃金室長、幡手賃金室長補佐
- 5 議題
  - (1) 委員の任命について
  - (2) 部会長・同代理の選出について
  - (3) 大分地方最低賃金審議会  
大分県最低賃金専門部会運営規程について
  - (4) 今後の審議の進め方について
  - (5) 参考人意見聴取について
  - (6) その他

## 6 議事録

### 賃金室長

委員の皆様方には、大変お忙しい中、お集まりいただきまして誠に有難うございます。

はじめに、定足数のご報告をさせていただきます。

本日は、全委員のご出席をいただいております。

このため、本専門部会には9名が出席されており、最低賃金審議会令第5条第2項及び第6条第6項の規定により、有効に成立していることを御報告いたします。

それでは、ただ今から大分県最低賃金専門部会を開催させていただきます。

本日は、専門部会委員任命後、最初の部会開催となりますので、部会長と部会長代理をお決めいただくまで、事務局で議事を進行させていただきます。着席して進めさせていただきます。

まず、議題1「委員の任命について」でございます。

専門部会委員の任期は、最低賃金審議会令第6条第7項の規定により、専門部会の任務を終了するまでの間となっております。

人事異動通知書を皆様の机の上に置かせていただいておりますので、ご確認をお願いいたします。

お手元の資料 1「大分県最低賃金専門部会委員名簿」をご覧ください。

今年の専門部会委員は、皆様本審委員でございますので、改めてのご紹介は省略させていただきます。

委員の皆様方には、今後、当専門部会で集中した審議をお願いすることになります。よろしくお願いいたします。

それでは、議題2「部会長・同代理の選出について」に入ります。

専門部会の部会長と部会長代理の選出をお願いいたします。

部会長と部会長代理は、最低賃金法第25条第4項の規定により、公益委員の中から選出していただくこととなっております。

なお、専門部会の部会長代理の人数につきましては、特に規定されておりませんが、例年、2名の選任をいただいておりますので、本日、委員の方々の御了承が得られれば、部会長代理を2名選任いただきたいと思います。いかがでしょうか。

#### 【異議なしの声】

賃金室長

皆様の御了承をいただきましたので、部会長代理を2名選任いたします。

それでは、部会長及び部会長代理の選出についてですが、この件につきましては、事前に公益委員の皆様方に協議していただいておりますので、松隈委員からご報告をお願いいたします。

松隈委員

本件については、事前に公益委員で調整を行った結果、井田委員に部会長を、本谷委員と私、松隈に部会長代理をお願いしたいとの結論となりました。

賃金室長

ありがとうございます。

ただいま、松隈委員から部会長は井田委員に、部会長代理は松隈委員及び本谷委員をお願いしたいとの御報告がございましたが、如何でしょうか。

【異議なしの声】

賃金室長

ありがとうございます。

それでは、井田委員に部会長を、松隈委員及び本谷委員に部会長代理をお願いいたします。

井田部会長に、御挨拶をいただきますとともに、今後の議事進行を宜しくお願いいたします。

部会長

部会長に選出されました井田です。年々、議論がなかなか難しくなっておりますが、双方のご意見をお伺いして可能な限り全会一致を目指したいと思います。御協力よろしくお願いいたします。

それでは、以後、私が進行してまいります。

議題3「専門部会運営規程について」に入ります。

本日は、第1回目の専門部会ですので、まずは、専門部会の運営に関する規程について確認を行いたいと思います。

専門部会の運営規程について、事務局から説明をお願いします。

賃金室長

資料 2の「大分県最低賃金専門部会運営規程」の概要の説明をさせ

ていただきます。

この運営規程は、専門部会を運営するにあたり、その取扱いを定めたものでございますが、基本的には本審の審議会運営規程と同内容の規定となっております。第2条に「会議の招集」、第4条に「委員の欠席」に関する事、第6条に「会議の公開」に関する事、第7条に「議事録の作成」に関する事等が規定されております。相違がありますのは、第3条で、審議会運営規程が「小委員会の設置規定」を定めているのに対し、専門部会運営規程では、「実地調査と参考人意見聴取」の規定を置いております。

本年度、事務局からの改正提案はございません。

以上でございます。

部会長

本専門部会運営規程について、何か御質問、御意見等はありませんか。

大塚委員

1点確認よろしいですか。第7条の議事録なのですけれども、議事録作成するということによいと思うんですが、これは委員の発言は氏名が出ていましたかね。それとも氏名は出ずに委員としか分からないようなかたちだったでしょうか。

賃金室長

委員のお名前、名字だけですけれども、〇〇委員というかたちで議事録作成しております。ホームページでの公開もしております。

大塚委員

それは他県の最低賃金審議会でも公開の取扱いは大体一緒なんですか。

賃金室長

全国ではらつきはあるかもしれませんが、大半はその取扱いとなっております。

大塚委員

私達も団体を代表して発言させていただいているのですけれども、誰がどう言ったというのが、団体の中にも色々な考え方の方がいらっしゃいますし、私が所属している団体以外の方、一般の経営者も含めてですけれども、そういった方が、誰がどう言ったかという「誰が」のところが分かるとちょっとどうなのかというか。昨今、ネットで中傷も含めて色々気を付けないといけないところがあるのかな、というところは若干危惧するのですが、他県がそういうことで問題が起きていないということであれば、特段、私は今の名前が出るということでも問題はないと思いますけれども、そういう懸念はあるのかなと、ちょっと言わせていただきました。

賃金室長

金額審議については、これまで2者協議の部分の公開は行っていません。3者協議の部分はお名前を含め公開としています。

大塚委員

そうすると発言の機会が限られるというところはあるのですが、分かりました。

部会長

ありがとうございました。

それではほかにご意見ありませんでしょうか。

【特になしの声】

それでは、本専門部会は、この運営規程に基づき運営することとします。

次に、議題4「今後の審議の進め方について」に入ります。  
事務局から説明をお願いします。

賃金室長

まず、今後の審議日程の確認をさせていただきます。

資料3が「令和5年度大分地方最低賃金審議会の審議日程」として  
審議会の全体日程、資料4が地域最低賃金に係る抜粋版でございます。

資料4をご覧ください。

中央最低賃金審議会の目安答申は、7月下旬が予定されておりますので、その目安伝達を7月31日(水)午後1時30分からの本審にさせていただきます。

専門部会での金額審議につきましては、7月31日(水)本審終了後に第1回目を行っていただき、第2回目を8月2日(金)午前10時から、第3回目を8月5日(月)午前10時から行っていただく日程となっております。

また、6日から9日までの間の平日を金額審議予備日と設定しております。

金額審議の日程につきましては、審議の状況により変更となる可能性がございますが、委員の皆様には、日程の確保等よろしく願いいたします。

専門部会において審議が終結となりましたら、その日に本審を開催し答申をいただきます。本審の開始時刻は、専門部会委員以外の本審委員にご参集いただく時間等を考慮し、午後4時00分を開催時刻としております。

部会長

審議日程についてご意見、質問等ありませんか。

【意見等なし】

部会長

それでは、この日程で本年度の大分県最低賃金の改正審議を進めてい

くこととします。

それでは、議題5の「参考人意見聴取」に入ります。

この議題について、まず事務局から説明をお願いします。

#### 賃金室長

7月4日の本審での御審議により、参考人意見聴取については必要性に応じて実施する。また、最低賃金法第25条第5項の規定により意見書が提出された場合で、意見を述べたい意向が示された場合には、原則として参考人として意見聴取を行う、とされたところでございます。

資料 5ページをご覧ください。

本年度は、全国労働組合総連合九州地方協議会及び大分県労働組合総連合から意見書が提出され、大分県労働組合総連合から意見を述べたいとの意向が示されたことから、本日の専門部会に大分県労働組合総連合副議長の猿渡様に出席していただき意見を伺うことになっております。

意見聴取時間は、質問等含めておおむね15分を予定しています。

#### 部会長

それでは、ただ今から参考人意見聴取に入ります。

事務局は、参考人である大分県労働組合総連合副議長の猿渡様をお呼びください。

#### 【参考人入室、着席】

#### 部会長

本日は、大変お忙しい中、本専門部会においでいただき、ありがとうございます。

それでは早速ですが、御提出いただいております「意見書」を中心に御説明をお願いします。

#### 参考人

大分県労連の猿渡と申します。出身単産で言いますと自治労連組合に所属しております。よろしく願いいたします。

本日はこのような場を設けていただきましてありがとうございます。

それでは既に提出してあります意見書に基づいて説明させていただきたいと思っております。

最初に、大分県最低生計費調査ということで、大分県労連は大分大学と一緒に2020年から2021年にかけて、大分県で働く労働者を中心に生活費、生計費の調査を行いました。

最低賃金というところで、対象となるサンプル数で行くと100数十というところでした。

意見書に書いていますが、25歳単身女性、男性で若干差があるのですが、年額として約310万円ほど必要だという結果となりました。この金額については租税公課等も社会保険料も全部入ったもので、ボーナスの額も入っています。

月額にするため12で割りますと、26万4千円とか25万8千円になります。

それを私達が理想とする月労働時間150時間で考えますと、時給換算で女性1,760円、男性1,725円となります。

標準の月労働時間が173.8時間とされていますので、それで計算しますと25歳単身の女性、男性とも時給換算で約1,500円になります。

私達はそれ以外の年代の方にも調査していますので、ここに載せていますので参考にさせていただきたいと思います。

なぜ1,500円というふうに私達が言っているかというのは、この調査を元に言っているわけで、全国的に比較しますと東京ともそんなに差がないと。九州各県はほぼ遜色ないという結果になりました。

そんなわけではないだろうという風に言われるかもしれませんが、この調査の中の住居費は確かに東京では高いのですが、大分の方が低いのですが、いわゆるマイカー、車の維持管理費が大分の方が高くなって、それを入れると東京と変わらないという結果になりました。

全国の労働組合が調査していますが、ほぼ全国的には差がないということです。

付属資料に書いてあると思うのですが、最低賃金と若者の社会変動を見ると、県別で見るとほぼ最低賃金の高いところに人が行って、低いところから出ていくという風な結果になって、ある程度の相関が見られています。

最低賃金の最低生計費算出に当たっては、先ほど申しましたけれども、大分大学経済学部の石井教授、それと静岡県立大学の中澤准教授も含めたかたちと一緒にやまして、これは大分だけの取り扱いではなくて全国のバランスを考えてやっております。

特に生活資財については細かくやっております、マーケットバスケット方式という方式で、生活必要資財も含めて調査をしています。

2枚目に書いておりますが、各県労連で最低生計費の調査の再計算を最近やっております。大分はやっておりませんが、このコロナの中で若干の生計費が上がっておりますして補正していますが、大分の場合は2020年、2021年で調査しましたのでそのままの数字で出しております。

最低賃金の3要素というのも賃金、支払能力と言われているのですが、私達はやはり、最低生計費の重点をもうちょっと大きく考えていただきたいという風に思っております。

それと、支払能力ということがあります。これは諸外国を調べると、いわゆる先進国の中では支払能力というのを重視しているというのは日本以外にはあまりないと聞いております。

ただ、私達も支払能力というのは大分に住む限りでは、中小企業が多い大分では、やはりそれも程度必要性もあるんじゃないかというのも認識しております。そういう面での社会的な支援というんですか、中小企業の振興策も併せて取り組んでいただいて最低賃金を上げていただきたい。

一昨日、中央でA、B、C各ランクとも50円の目安ということで、アップということで出されましたけれども、私達としてはこれを上回る最低賃金ということを出していただきたいと思っております。

何故かという最近の物価高というのはかなりのものと思っております。

最低賃金の3要素プラスほかのインフレとか物価高とかということにも対処しないといけないと思うのです。

実質賃金が25か月連続してマイナスになっているというようなことも報道されていますが、それが上向きになるような状況を作り出していきたいと思っております。

以上、私の意見といたします。よろしく願いいたします。

部会長

ありがとうございました。それでは、ここで各委員からの御質問を受けたいと思います。

ただ今の御説明に関し、何か御質問はありませんか。

【質疑なし】

部会長

それでは、大分県労働組合総連合副議長の猿渡様からの意見聴取を終了します。御協力大変ありがとうございました。

それでは、ご退席をお願いいたします。

【参考人退室】

最後に、議題6「その他」に入ります。

これまでの審議事項以外に何か、この場で検討しておくべきことはありませんか。

【意見等なし】

事務局から何かありますか。

賃金室長

特にございません。

部会長

それでは、以上で本日の専門部会を終了します。

本日の議事録の確認委員は、阿部委員、渡辺委員にお願いします。

次回の専門部会の開催は7月31日(水)13:30からの本審終了後から当会議室で行います。お疲れ様でした。